

第七回 参議院厚生委員会會議録第三十一号

昭和二十五年四月二十一日(金曜日)午後一時四十一分開会

委員の異動

四月十九日委員石原幹市郎君辭任につきその補欠として淺岡信夫君を議長において指名した。

委員長の補欠

四月二十一日塚本重藏君委員長辭任につき、その補欠として、山下義信君を議長において、委員長に指名した。

本日の會議に付した事件

○結核予防対策確立に関する調査の件

○繼續調査承認要求の件

○生活保護法案(内閣送付)

○委員長(山下義信君) これより厚生委員会を開会いたします。私この度厚生委員長を拜命いたしました。どうかよろしくお願いいたします。

この際お諮りいたしますことがございます。結核予防対策確立に関する調査につきまして、先般四月十九日開会の委員会におきまして、小委員長より報告がありまして、でございますが、定足数が欠けておりましたので、採決することができませんでしたので、本日右小委員長の報告につきまして、ここで御採決をお願いいたします。小委員長の報告を承認いたしますことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山下義信君) 御異議ないものと認めます。つきましては議長に提出する報告書につきましては、小委員

長の報告を本委員会の報告として提出することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山下義信君) それでは本院規則第七十二條によりまして、御賛成の方は順次御署名をお願いします。

多敷意見者署名

今泉 政喜 岡元 義人

中平常太郎 紅露 みつ

井上なつゐ 小杉 イ子

○委員長(山下義信君) 御署名漏れはございませんか。御署名漏れなしと認めます。

○委員長(山下義信君) 次に諮るいたしますことがございます。閉会中当厚生委員会の繼續調査に関する件でございますが、予ねて当委員会の調査事項となつておりました社会保障制度に関する調査、医療医療に関する調査、結核予防対策確立に関する調査、社会事業団体及び施設の振興に関する調査並びに国立公園の振興、整備に関する調査、以上五件の調査事件の閉会中の繼續調査承認要求については、諸般の事情もございまして、これを検討の上、議長に要求したいと思ひますので、すべて委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山下義信君) 御異議ないものと認めます。それではさう決定いたします。

○委員長(山下義信君) 日程に従いま

して生活保護法の審議を續行いたします。この際厚生大臣に対する御質疑のあります方は順次御質疑をお願いいたします。

○中平常太郎君 この生活保護法の第一條は憲法の二十五條の理念に基いてきておるのでございまして、その自立を助長することを目的として、そのが、第十二條以下に、生活を維持することのできない者に対して扶助するところがあるが、これでは漸く食つて行くだけで、自立の助長はどこにあるか、どうも法案にはつきりしないと思ひるのであります。その点についての御尋ね、及び健康にして文化的な生活の保障が、如何なる程度においてこの法案に盛り込まれているか、具体化されているかという点について、各種の方面から検討して、政府の意向を御尋ねいたしたいのでございまして。

先ず予算額の計上につきまして最初お尋ねしたいと思ひます。政府は生活保護法の該當者の数を、現在の一割増と考へて立案されていられるようでありまして、現在失業者は、潜在、顯在合計推定は約四百万と称されております。而も中小企業者は日々倒産をいたしまして、従業員をどん／＼、巷に放出している、昨年一年の状態のうち、地区的の例を見ましても、大阪府だけにおきまして、昨年一年に千五百三十三の中小企業者が整理倒産しております。本年に入りましては大阪府におきまして、一ヶ月平均二百件は整理倒産が出ていますのであります。保護

を要するところの人々に段々転落する者は増加の一方である、而も就職率は問題にならないほど悪いのであります。退職手当、失業保険金は、皆大体六ヶ月前後を維持するのに過ぎないのであります。さればといつて就職口はないのである、これまでのような闇取引、いわゆる担ぎ屋は、すでにその種草がなくなつて、今日では担ぎ屋では食えない悲惨な生活面に直面して来ておるのであります。これを僅かに一割の増ぐらいで食い止め得るものと考へていられることは余りにも政府は実情に沿わない、いわゆる実情の把握が淺薄ではないかと思ひるのであります。

これを精納して言うならば、かかる考へ方であるが故に、即ち一割程度の考へなるが故に、予算の獲得にも十分なる成績を挙げることにならなかつたのではなからうかということをお尋ねいたします。一方におきましては、積極的なドツジ・ラインによりまして、國策を進める上において、出て来るところの落伍者、社会政策上生活権を確保すべき唯一のこの生活保護法において、予算不足の場合に必要程度の繰入れが今後できることにやつておるのであるかどうか、今後の予算面におきまして、百五十億で金が足りない場合には、必要程度のものが、予算処置でとれるのかどうか、この点を先ずお伺ひたいのでござい

いたします。つきましては委員長にお願いいたしますが、暫く質疑をさせて頂きたいと思ひます。

○委員長(山下義信君) よろしくござい

○中平常太郎君 只今の点につきま

て、御答弁をお願いいたします。

○政府委員(木村忠二郎君) 生活保護法の予算の基礎といたしましては、現在従来の百十億の予算を、百五十億余に増額して計上いたしてござい

ます。この内容は大体におきまして、昨年の初めから逐次生活保護法の経費が増加いたしておりますこの傾向に應じて、今後増加するもの、これに對しまして生活保護費の基準の改訂という点を加味いたしまして、毎月二分五厘の増加があるという見通しを立てまして、予算を計上いたしてあります。

これによりまして要保護者が殖えた場合には、これで以て足りるかという点につきましては、一割見当殖えるぐらいのことは一応あり得るだらうという推定をいたしておるわけでありまして、今後失業率、或いはその他の原因によりまして生活保護に該當いたします者が、一割殖えるという見通しを持つておるわけではないのでござい

ます。一応現在の傾向からいたしましてこの程度の予算で足りるのじやなからうかという推定をいたしてあります。それで要保護者の数にいたしまして一割見当の増ならば、これに嵌まり得るだらうという考へを持

つておる次第でございまして、従いまして今後の状況につきましては、今後

の傾向がどういふふうに変つて来るかという点を十分見極めないと、果してこれがもつと殖えるものか、或いは今後殖えないものかということは分らないのでございます。それだけでなく、失業者の数等につきましましては、現在失業者の数もございまして、潜在失業者の数も考えるわけでありまして、これらの数字につきましましては、はつきりいたしたものが現在のところはないわけでありまして、従いましてこれらの数字を基礎といたしまして一応の予測を立てるということは、現在におきましては不可能でございますので、只今のところにおきましては、従来の上昇の傾向を基礎にして予算を立てる以外に方法がないというところから、そういうふうにしたしておる次第であります。

○中平常太郎君 只今の御答弁の中に百五十億の予算で足りなかつた場合について御答弁がなかつたようですが、その点を御答弁願います。

○国務大臣(林護治君) 只今予算面で不足いたしましたときには、この生活保護法に對しましては或いは追加予算だとかいふようなことで、この予算だけの限度に限りませんで、必要に應じてこれを増加するといふ考えでありますから、その心配はなからうかと、こう考へております。

○中平常太郎君 次に第三條であります、この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することが出来るものでなければならぬ。とある。これは無論憲法の定めるところであります、生活保護法の対象者の生活振興、現在の実情を政府は健康にして文化的

であると考へておられるのであるかどうか。現在の生活保護法の対象者は健康にして文化的であると考へておられるか、私は二十五年も方面委員や民生委員をいたしておりますので、その受持区域内の貧困者、主として裏店借家、路地裏等を随分廻つておつたのでありますが、生活保護者に現在、健康にして文化的なる家庭は殆んど一軒も見ないのであります。入口から上り口、座敷の畳、炊事場の有様、窓ぎや家主に開けて貰えない薄暗い芥溜のごとき部屋にうよ／＼と多数の子供を擁して、五、六才の子供の背に乳児を背負わして、座敷の畳はじめ／＼と小便臭く、豚の子のように母親にすがりつく、鼻と涎に乳房をたずねる有様、どこに文化的なところがあるか、子供の着物に年がら年中破れ着物ばかり着て、履物もはかず跣足で外へ出て、又座敷へ上つておる。これが文化的であると言えようか、病児が寝ておれば口元目元へは蠅がたかつてゐる。床の下も上も、夕暮になれば煙突のない體のために家中煙でけむがつてゐる、こういうことは果してしないから申上げませんが、これが現在の生活被保護者の生活状態であります。どこに文化的なところがあるか、これを人間並みの家庭として秩序を持たしめるには、生活保護法の金では足りない。私は決して誇張して言うてゐるのではない。被保護者の大部分の実情である。然るに條文には「健康で文化的」と書いてあるが、実情は誠に相去ること遠いのであります。彼らは訴える方法さえ知らない、生まれてからの貧乏者、屈辱さえも知らないものである。だから私は、本案のごとき美辭麗句を並べ

てあるところの條文は、実際にはお飾りものである。所謂貧乏な者、被保護者は結局助からんものであると我々はたびたび断念するのであります。それは何故であるか、被保護者に対しては種々制約がある、余りに嚴格である、生殺しであります。少し働いて着物一枚でも新らしいのを買つて来たり、或いは又子供に着せて外出ですれば、これは近所の非難の種になる。障子一枚張りかえても、近所はこれでは贅沢だと称する、見かねるようなきたない非衛生的、非文化的に放りばなしておらねば、これを少しよくすると、各方面の非難と同時にこの扶助額が減少する。誠に情ない。いつもきたなくしておらなければならぬ。山下君もいつか言われたのであります、生業扶助というふうなもの、それは單給であつて併給になつてゐない。だから「又はその虞のある者」という字を加えれば、大変そこにくちがあるけれど、そういう文字しかないのであります。それから、食つて行くだけの問題になつてゐる。この点が私は質疑の重点でございますが、そこをお話申上げておきましてお尋ねをいたします。自立をます／＼弾くする、いわゆる食わんがために売り食ひをする、或る程度を超えると自立ができなくなる。まだ筆筒が一つある、時計があるとか、子供の運動具が見えるとか、子供に靴を買つてやるとか、新聞を一枚取つてゐるとか、ラジオをつけてゐるとか、母親が見舞を他にいくときにふだん着を着換えて出て行つた、これは皆文化的ではないか。ところがこれらのことをやつたら最後、生活保護は止まるのであります。そういうことができ得ないの

であります、生活保護者には……。それが果して文化的でありましようか。食うや食わずになま殺しにして毎月現金を扶助して、而も自立ができず、一枚の着物も買えないで、自立が一体できるでありましようか。いつになつたら扶助を打ち切ることができましようか。この点を伺いたい。

第四條に、「その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件」となつておりますが、それは売り食ひ或いは質草等のあつての間と解すべきであらうか。英國では國民の貧乏線といふのは一世帯一ヶ月四十五ポンドであります、これが各種の扶助線であります。日本の円に直すと、約四万五千円あります、イギリスあたりは一ヶ月四万五千円の収入のない者は貧乏人の中に入つてゐる。無論生活水準が違ふのであるが、それでも外出の場合に貧乏人とは見えないのであります。生活保護者がイギリスあたりでも、アメリカあたりでも、生活保護者であるが故にといふことで、外出の場合に貧乏人とは見えなないのであります。無論家庭内には時計もありましよう。文化的な各道具がある。衛生も保持されてゐるのであらう。教育も一般に普通に受けてゐるのであらう。これが貧乏線でありましよう。人間の生活をしてみれば、日本のごときは豚小屋である。人間といふよりは動物のごとき存在である。何によつて自立を保障せんとするの、いつまでも貧乏線を彷徨させるのが生活保護法の目的でありましようか。この点を先ずお伺いしたい。文化的の限界……。

○政府委員(木村忠二郎君) 只今お示しになりました点、誠に御尤もに存ずるのでございますが、現在、健康で文化的な生活水準といふものをどこに線を引く張るかといふことにつきましまして、やはり現在の日本におきましますところの社会通念といふものを一応の基準に置かなければならぬのではなからうか、それとも一つは、日本の國內全体の経済状態を基礎にしなければならぬと思つてゐます。この点につきましましては、現在取つておられますところの標準世帯で以て今度の予算では大体五千六百円、住居費も入れまして五千六百円といふものを受けてございしますが、これが果して満足すべきものであるかどうかといふ点につきましましては、尙検討の余地はあるかと存ずるものであります。これにつきましましては社会保障制度審議会におきましますところの國民の最低生活の線をどこに引くべきであるかといふ点についての検討を待ちたいと思つてゐるのであります。又これにつきましましては今後も社会事業審議会等によりましても、これらの点につきましましての御検討を願うといふふうに考へてゐるのですが、一応どこに線を引くかといふことにつきましましては、少くとも現在の経済状態といふものと、それから國民の社会通念といふものを併せて考へなければならぬのではないかと考へられるのであります。従いましてやはり世間で以て一応そこまでは贅沢でないかといふふうにか考へられる点になりますと、それ以上のことをいたしますといふことが極めて困難なのであります、我々としては逐次社会通念から見まして、健康で文化的な生活水準を誰も當まなければならぬといふような考へがみんなに広まるようにいたしまして、そ

早く生活保護費を貰うことから脱したいというので一生懸命働く者がある。文化的に家庭内を整備して、一枚ずつでも子供に着物を買いたいという念願から、朝は早くから夜は遅くまで働いて収入の増大を図つて行つて、そうして保護費は貰つてゐるが、この労力を以て着物を一枚買いたい、子供の靴も買いたいと思つて、親が一生懸命働いてゐる場合に、その働きの分の収入をそっくり差し引いて、五千円の中から差しかれたら勤勞意欲が出て来る筈がない。寝て暮している者も黙つて五千円貰える。働いた者が二千円差し引かれて三千円貰うのでは、最低生活をしてゐる者はいわゆる生殺しになつてしま

か。我々は二千円儲けておつたならば、それは自立に向けて漸次向上して、生活保護費を打切るようにするのが生活保護法の目的ではないかと思う。それにも拘わらず僅かの収入があつたからといつて保護費を差引いたら、いつまで経つてもその人間は生殺しになる。勤労意欲は減退する一方である。そういう者の働いたものは、そのまゝ、儲けのあつた分を自分の贅物なり文化生活にこれを当てるように、保護法の金は差引かずに、他の方面にこれを用

いられるときに、初めて文化的な生活ができる。この点に対して政府はいつまでも生殺しにしてしまふつもりかどうか。この点を伺いたい。

○政府委員(木村忠二郎君) 非常に御同情のあるお話であります。我々としても無暗に収入がありました場合に、全額差引くのは妥当であるというふうには考えていない次第であります。ただ技術的にいたしまして、どの

程度の収入がある場合に、どの程度の差引きをしたらいかという点について、その基準がございませんと、そこに何と申しますか適当な方法を講ずるといふようなことになりまして、却つて不公平というふうなことも起る。又世間においても納得が行かないという場合が生じ易い、こういうふうなことを考へておきます。従ひまして我々としてしましては、その収入を上げるに必要経費といふものは、これは勿論その収入がありましては、これは保護費の基準から差引くといふことはいたしていい。又その収入を上げるに必要であるといふような説明のできるものについては、これを差引く必要がなからうと思つております。むしろ差引かない方が妥当であると考えております。そういうような趣旨におきまして、一応考へておりますのは、出掛けますときに必要な交通費でありますとか、或いはその他の用具の費用でありますとか、その他働きますためにはどうしても飲食物費等が余計にかかりますので、それを一応の基準を以ちまして概算いたしました、そしてそれを差引いた残りを差引くといふふうなことをおるわけでありまして、これにつきましては、これも少しく検討いたしますれば、これについての具体的な基準がございませぬか、つまり収入の中で、この収入を上げるに必要なる経費といふものは考えられるのじやないかといふふうなことを考へておる次第であります。尚生活に困窮しまする者が一般の普通の労働をいたしまして、これらの収入を上げるということになります場合は、我々として希望いたしますことは、やはりその者は普通の労働賃金を得ら

れる、つまり自分の生活を維持し得るだけの労働賃金を得られるといふふうなことに行くことが働く者に取りますて正しい状況である。従ひまして生活保護の最低生活を営むことができないような収入で以て働くという場合はやはり労働が完全でないという場合に限らるべきであらうと考へておる次第であります。そういうふうな意味におきまして、更生のために必要な措置といふものは十分その生活の指導なり、或いは只今申しましたようなその収入の内容の検討といった面におきまして、十分考慮するようになつて参りたいといふふうな思つておる次第であります。ただ新たに着物を買います費用であるとかいふようなもの、或いは若干文化的に外の要保護者よりいい状況をとりとうといつたような者について、これを認めるかどうかという点につきましては、これはやはり現在の保護の限度として、その点はまだそこまゝで認めることは困難なのじやなからうかといふふうな考へるのであります。現在の生活保護法で保護をいたします場合に、新しい着物を買いまして、それでどうこうするといふことについては考へていないのであります。勿論全然着物が無いので外にも出られないといつたような状況のことは適當でないでございまして、これらにつきましては、児童が新たに学校に入ります場合におきましては、学校に着て行ける着物が無いといつたような者につきましては、やはり一時扶助をいたしまして、その着物を支給するといふ制度を取つております例からいたしまして、その者が全然外にも出られないといふような状況に置くといふことは生

活保護法の考へ方じやないということに御了解願へると思つております。○中平常太郎君 御説明は或る程度了解できますが、實際面におきまして各市町村におきまして方面委員などが集會いたしましたして、社会課長、厚生課長が参加いたしまして、その扶助額の決定をし、各区域々々の係の方面委員からその実情を調査して、そしてそれから保護法の扶助額を決定する場合におきましては、せいゝ出すまいといふ潜在意識が働いて、或いは市町村が割の負担があるためと思ふのであります。併し國家のために、こういう考へも持つておるに相違ないと思ひますが、委員がどうしても前に出さないものであります。我々もたびたび参加しておりますが、それはやれん、こゝろ、あれは何とかしやうとか言つて減らされたりするのであります。もう少し、一遍でも生活扶助の金を貰つた者が市役所の方へ金を貰いに來る場合に、着物を着替へて行つたらもう狙われるのであります。近頃は贅沢だ、こゝろなんでありまして、いつもよほば誰かに助けて貰わねば立つておれんといふ、極めて非衛生的な非文化的な、而もよろ／＼とした衰弱状態で、何人にも嫌われるような恰好で市役所へお金を貰いにいかんといふと、それが生活保護者として公然と、吏員が金を出すときに氣持よく出さないものであります。少くとも日本國民が文化的な生活ができるように、そこで考へておるのだから、國策によつて考へておるのだから、國がそこまでする配してゐるのだから、心配するに及ばんと言つても、汚ない着物で行かなければ

とても狙われるといふことであります。私は各方面をよく調査して知つておりますが、誠に可哀なものであります。それは民生委員或いは市町村の考へ方に、厚生省はどういう手を打たれるか知らんが、漫然と一つの指令を出されたりなんかして、注意書を出したところを決してこれは決定しない。實際の問題が、貰う方の側はどうか言えない。三千五百円のもの二千五百円あげて、今度は減りましたといふだけで、そしてちつともそれに対して異議を申立てる力もない、怒りもしない、残念にも思われない。ただそのまゝ泣き入りになる、これは実情であります。こゝろいうような程度の低い、情ない状態にゐるところの一般の生活保護者に対して、誰がこれを抗議を申込むか。議會で議會人が何とかして本當に力を發揮せしめるように、その人々に文化的な最低限の生活をなし得るやうなことに、我々が制度としてやらなければ、彼らは自分でやる力がない。不服の申立にしましては、決してこの法案ができておりますが、決して不服の申立をする者は余計あります。三百代言みたいなのが、それが生活保護法にかかつておつた場合はやはり申し上げられども、普通の人のためなら不服の申立なんか殆んどやりません。法案ばかり立派にあつたところで決してそれは実行できない。だからどうしてこれは何かの方法で渡すべきものでもこれは何かの方法で渡すべきものを渡し、働いてゐる者は少々働いても働いただけの金は文化的に費すやうに、保護費の金を減らさないやうにしなければならん。それにしてもなかなか生活保護者の金といふものは、極めて

て生殺しの程度にしか生活できないのであります。今日五人の家族で五千元貰つてゐる者は、一日にしますと何ぼになるか。着物が一枚買えましようか、絶対買えません。家賃が拂えましようか、拂えません。子供が運動具を要する、その運動具も買えません。着替へて行くにも着替へて行く着物はあります。だから生活保護法にかかつてゐる人々は、豚小屋のような……生殺しのやうな状態になつてゐるけれども、法案は少くとも健康にして文化的な最低限の生活を保障してゐる、しておれば文化的な生活をさせねばならん。私はこの点を極めて遺憾に思ふ。今日までのことを向今後も続けられる考へであるかどうか。ずつと変えられて、文化的といふことをもつと十分に採入れられて、新聞の一枚、ラジオの一つ、時計の一つぐらゐ、或いは場合によつては着物の着替へる一枚ぐらゐは、買わせることができるやうな程度の、文化的でなければならん、こゝろ思ふ。それができていない。その点で今日の法案がそういう方面を十分に諷つてあれば、私は質問することはないが、諷つてないから今日この質問をしてゐるのであります。その点は修正の考へを持つておりますから、意見は別に申上げません。ただ質問のために申上げるのであります。それから生業扶助だけは單給となつておりますが、これは操作の面において十分できると思ふのであります。各條項に私は「その處にある者」といふことを入れた。入れたけれども人ついていない。ただ生活のできない者となつてゐる。これは山下君も随分これについてお話になりまして、山下君も修正案を持つてお

られますから、私はその修正案は大変いいと思つてゐるので、この問題は余り論じません。殆んど同じようなものになつて参りますから。これはどこまでも生業扶助というものは三千円で、五千円でも、とにかく生業扶助という金をやつて、少しでも早く扶助習慣ないように自立せしめるといふために生業扶助は併給すべきで單給ではない。どの項目に対しても生業扶助だけは與えなければいけません。適当な構成の予算を以て申請したならば……住宅扶助をしてある者、生活扶助をしてある者、或いは教育扶助をしてある者であるが、とにかくこの條項々々のものに対しては生業扶助というものは必要であつて、それが成案を得られるならば生活保護費も助かることである。つまり、生業扶助金は併給して然るべきものであると思ふが、この点御答弁願ひます。

○政府委員(木村忠二郎君) 生業扶助は別に單給に限るとは考へておらないのであります。生業扶助でありまして併給する必要がある場合は、この規定を以て併給ができると考へております。と申しますのは生業扶助はこれによりまして生業を與えることができるようにするわけでありまして、その生業によりまして収入が生業扶助の額よりも低いといつたような場合におきましては、尙生活扶助も出さなければならぬといふことになるわけでありまして、従ひましてこの生業扶助を非常に沢山出して、生活扶助が尙いづまでも続くといつたような場合に、その生業扶助をやつたことが適當であるかどうかといふような問題があるかと存じますが、とにかくそういうような場合におきましてはどちらが適當であるかといふことを考へなければならぬといふ点はあるかと思ひますが、少くとも相當な家族を持つておりますが、少しもまして若干の生業扶助はいたしましても、それによりましてその家族を養うだけの収入が得られない、こういうことになりまして、やはりそれが適當な状況でありますならば、尙生活扶助はやらなければいけませんといふふうに考へるのであります。本法案におきまして最低限度の生活を維持することができない者又はその虞のある者全般に對して、どちらにも生業扶助ができる、その生業扶助をいたした場合は生活扶助の方をどうするかといふことは、その効果によつて決まつて来るのだと思ひます。そういうふうに考へます。

○中平常太郎君 ちよつと質問の途中であります。建設委員会の方から久松委員がお見えになつておりますので、私の質問はこゝまぢよつと打切つて置きたいと思ひますが、委員長のお許しを得まして久松君に委員外の発言をお願いしたいと思ひますが、よろしくございませうか。

○委員長(山下義信君) 御話りいたしました。只今中平委員の御意見のようによつて、この際委員外の議員の発言として久松君の発言を許しますことに御異議ございせんか。

○委員長(山下義信君) 御異議ないと思ひます。久松君どうぞ。

○委員外議員(久松定武君) 皆様のお許しを頂きまして発言させて頂きます。私が、此の間から南海地震の影響に

よりまして四國を中心いたしましたところの地盤の変動によりまして、大部分は沈下したのであります。その地域において、只今非常に飲料水に困つておるといふことは厚生委員会も御承知の通りであります。これに關しまして一つ是非皆さんに御了解を頂きたい点がございませう。

それは水道ですが、この問題は建設省と厚生省に關係がありますので今日特に皆様にお願ひいたしました。今までの私の調査の経過を御報告申し上げたいと思ひますが、お許しを頂きます。実は昨午秋以来愛媛県を中心としたしまして地盤の沈下の影響から井戸水が塩水に変化してしまつた。愛媛県の沿岸一帯は非常に現在難儀をいたしておるのであります。今日厚生省の報告によりますと、この南海地震によりましては、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、こうなつております。先月の下旬に愛媛県におきまして、四國四県と和歌山県、広島県それから岡山県、この七県が協議いたしましたので、この対策についていろいろ情報の交換をいたしましたのであります。只今のところは目下その五県が厚生省の方へ水道並びに……これは上水道と下水道とございまして、報告しております。それによりまして、教字的に申し上げます。和歌山県が上水道によつて困つておる市町村が五ヶ所、徳島県が四ヶ所、香川県が十二ヶ所、愛媛県が七十三ヶ所、高知県が十五ヶ所になつております。それから人口が合計二十四万六千人。下水道に困つております市町村が、和歌山県が一つ、徳島県が一つ、香川県が三つ、愛媛県が三十六ヶ所、

それから高知県が一ヶ所、合計四十二ヶ所、こういうような状態になつてゐるのであります。先程本會議におきまして中平議員も緊急質問をなさいましたように、建設省と農林省、それから厚生省に跨る災害が多くなつて来たのであります。今最も緊急を要するものは、高知が今以て塩水のために使われなかつたといふような状況になつたのが一つ、もう一つは、たださへ塩水で困つてゐるところへ、飲み水まで今日はどうすることもできない。教町先から一々取寄せてゐるというのが現状であります。殊に波止浜方面から宇和島方面におきましては、所によりまして毎日の水を船で持つて来ているような状態でありまして、非常に困難を來たしてゐるような状態でありまして、この間もいろいろ事情を厚生省の方に伺つても、塩水を永く飲み續けてゐると人体に影響を及ぼし、その結果は心臓を悪くするやうな状態になつてゐる。非常に憂慮せらるべき状態のやうに思ふ、こういうお話でありました。が、尙そのことを予算措置といふことから考へますと、非常にむづかしい問題だ、御承知のように水道條例は人口一万人以上なければできない。簡易水道におきましては國家からの補助もない。而も今農村、漁村は非常に生活に喘いでゐる。こういう状況におきまして、これを國家の補助なしに地方団体での救済といふことは到底全面的にできないといふやうな状態なんでありまして、これは特に特別の御配慮を以ちまして是非やつて頂きたい。國家が補助をして頂きたいといふのが念願でありまして、私共は建設省の中に小委員会を作りまして、国土計画の総合

研究をいたしてゐるのであります。それで今までに地盤の沈下の原因でありますところの地震学の研究家河角博士、それから又防災研究所の京都大學の石原博士に来て頂きまして、それから建設省の地理調査所の武藤博士にも来て頂きまして、いろいろとそういう方面のことを伺つたのであります。が、今後いたすべきことは、結局予算の措置を如何にするかといふ点でありまして、今これを成るべく早急に解決するのには、丁度厚生大臣がおられますから伺ひたいのは、二十五年年度の災害としてこれを処置して頂くことができるかどうか、この点も一つ伺ひたいのであります。同時に厚生委員の御管轄のことも随分ございまして、是非各位と共にこの点に御協力を願ひたい、こう存じます次第でございます。

○國務大臣(林銑治君) 只今の南海の地震に基きまして水の問題につきましては、たびたびその地方からの御陳情も受けまして、誠に御同情申し上げております。今日御承知の通り御出席の中平議員からも緊急質問がございまして、厚生省といたしましては取敢えず二十四年度より僅かばかりの起債で一応やつたのであります。が、尙これがどういふ工合であらうものになつたのか、今までにかかるといふことが過去にございませぬのですから、尙根本的に私共調査をいたしまして、もう追加分と申しまして、或いは予備費を使うといふやうなことで進んで参りたいと思つております。実は先般愛媛県の地元の方が多数おいでにな

りましたときに経済安定本部の政務次官の西村君、その他関係官とも相談いたしまして、何かこれを過去における一つの災害の現われとしてこれを一つ、救済の途を講ずるようになさうではないかという話合せをいたしました。目下厚生省といたしまして、どういうふうな原因のものであるか、又これを根本的にどうするかということ、調査いたしておりますから、その調査の結果、直ちに調査の完全を期するということはできませんが、差当つて必要なのはできればこの二十五年に於いて、私共何か一つ方法を講じて見たいと、こう考えております。尙事務的問題、或いは大蔵省なんかとの関係もありましようけれども、私共といたしましては、二十五年に於いて何か一つ方法を講じて見たいと、こう考えておるわけでありませう。

○委員外議員(久松定武君) 只今の厚生大臣の非常に御親切な御答弁でありまして深く感謝するものでございませうが、どうぞ一つこの後も、厚生省並びに厚生委員の各位におきましては、是非この点につきまして御同情を持つて一つ解決いたされるようにお願いいたして、今日失礼さして頂きます。

○委員(山下義信君) 只今の久松議員のお話になりました問題につきまして、厚生委員会といたしましては建設委員会と連絡をいたしまして、これが調査等適当な方法を講じて検討を加えたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員(山下義信君) 御異議ございませんと認めてさう取計らうことにします。

○委員外議員(久松定武君) もう一つ恐入りますが、農林委員会と、それから建設委員会におきましては大体御了解を得まして、この国会の休会になりました後に、専門員の方にも一つ現地を視察して頂きたい。こういう希望を私持っておりますから、尙厚生委員会におかれましてはその時期に願いますれば、委員の方並びに専門員の方も御視察願いたい。こう希望をいたす次第であります。

○委員(山下義信君) 成るべく御趣旨に沿うようにいたしたいと存じます。

○中平常太郎君 私はまだ質問いたしたいことが、約半分程でありましたので、本日は他の議員も御質問があると思存じますが、私の質問はこれだけで打ち切つておきまして、もう一回大臣に御出席をお願いしたいと思います。

○井上なつゑ君 若しこの際大臣がおいで下さるなら一点だけ伺ひたいのであります。

それは他でもございせんが、第二十一條の社会福祉主事の問題でございませうが、先般の公聴会にも公述人の方から申出されまして、非常に皆社会福祉主事について危機の念を抱いておられますので、先程から中平委員も述べられておりますのでございませうが、国民の健康で文化的な生活はどういうものかという点につきまして、非常にいろいろ意見の相違がございまして、過般も自殺批判のことで新聞にいろいろの意見が出て参りました。この生活保護の運営が非常に不公平に行つてゐるのじやないか、公平に行つてゐないのじやないか、或るところでは、

非常に贅沢な派手な生活をしてゐる人がそれが行つて、そうかと思うと生活がよく行つてゐない人に行かぬ。中平委員が只今おつしやつたような事実があるようではございませう。それにつきましても、社会福祉主事の仕事を大切だと思ひますので、そういうことから社会福祉主事が余りにも事務的になつて、現在の民生委員の人で、そういうふうな不公平な生活保護が運営されて、民生委員の人に頼れないと思ひます。社会福祉主事の活動というところが非常に懸念されてゐると思ひますが、政府におかれましては現在二箇所の学校でケースワークの教育をされてゐるようでありませうが、各府県にこういう人達を持つて行かなければならぬと思ひますが、この養成計画、増員計画はどういうふうになすつておられましようか。先ず第一にその点を伺ひたいのであります。

○政府委員(木村忠二郎君) 只今の御心配誠に御尤もでありまして、我々も今お話がありましてしたような弊害をできるだけなくしたい、かように考へまして、今回の社会福祉主事の設置という点につきましても、特にその点を念頭に置いて規定いたしておるようにな次第でありまして、普通の府県市町村の吏員でなく、特に社会福祉主事という特別の職名を持ちましたものを置きまして、この職に当らせるといふことも、普通の吏員に当らせるといふものに十分精神的にも又技術的にも理解があり、見識を持つておるというような者をこの職に任ずるようになしたい。従ひましてこの者の資格につきましてもは政令を以ちまして、特別の資格要件

を定めたいというふうに考へております。この養成計画につきましては、現在東西の社会事業学校、これは今度短期大学になりましたが、この短期大学及びこれに附設してありますところの研究科におきまして毎年相当数の者を養成いたしております。併しその数だけではこれの普及には足りませんので、これに對します訓練というもので、これに對しては留意いたしまして我々におきましても、長期の講習計画及び短期の講習計画というものを中央で立てておりますので、又地方におきましても大いに必要なるところの講習計画を立てさせております。その外に昨年の秋にこういう職員を、その現職におつて働きながらこれを訓練しますところのインサーグイス・トレーニングというものを昨年から始めておりまして、これにはインサーグイス・トレーニングを専任に行いますところの職員を各府県に置きまして、各府県の職員は中央におきましてこれに必要な講習を行ひまして、随時そのものに対応しましては中央からいろいろと指導をいたしまして、これが各府県並びに各市町村の職員をその現職に就いて働かしながら訓練して行くというふうな措置を講じたいというふうに考へます。尙今後のやり方といたしまして、各府県におきましますところの、現地で指導しながら監督いたして行きますところの職員というものの充実を図りまして、これによりまして、実際に働きます者が仕事を適正に行なつて行くことができるようになりたうと、かように考へまして、本年度におきましてはその方におきまして十分なる方途を講ずるようになしたいと、かように

に考へております。

○井上なつゑ君 詳しく説明して頂きましたので、それじやもう一点伺ひたいと思ひます。そういう人達の養成訓練に使われます費用は、百五十億にがしかりありますその中の、どれだけの費用が取られておるのですか。

○政府委員(木村忠二郎君) 東西の社会事業学校に要します経費が両方合せて約八百万円か九百万円かあつたと思ひますが、その外に講習の費用が短期と長期と合せまして約百万円前後、中央で持つております。これは百五十億の外でございまして、各府県におきましてこれに必要な経費を計上いたしております。大体それだけの経費は現在あると思ひます。今後におきましてはその充実を図りたいと思ひますが、尙我々考へておりましたまだ確定いたしておらないのであります。

今後地方に増員いたします人員につきましては、十分さういふような訓練ができますような人を、地方に置くようになしたいといふふうな気持ちを持つております。

○委員(山下義信君) 尙御質疑が残つておると思ひますが、次回に継続することになしまして、本会議の都合がございませうし、速記の都合もございませうので、本日はこの程度で散会することにいたします。

午後二時四十九分散会

出席者は左の通り。

委員長 山下 義信君

理事 今泉 政喜君

岡元 義人君

委員 中平常太郎君

委員外議員

紅露 みつ君
井上 なつゑ君
小杉 イ子君

國務大臣

久松 定武君

政府委員

厚生大臣 林 讓治君

厚生事務官

（社会局長）

木村忠二郎君

厚生事務官

（社会局長）

小山進次郎君

（社会局長）

保護課長

昭和二十五年五月九日印刷

昭和二十五年五月十日發行

参議院事務局

印刷者 印刷所